平成２９年（フ）第１２４号
富山市堀川町801番地市営住宅２棟301号
破産者　東　加奈子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７０号
愛知県豊田市桝塚西町北小畔77番地１　コムフォートＡ201号
破産者　松本　敏春
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
愛知県豊田市井上町１丁目24番地８、前住所岐阜県羽島市江吉良町934番地　ジュネスＫＯＲ　１Ａ号室
破産者　**中溝**　洋一
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
愛知県岡崎市橋目町字阿知賀42番地１　リバーストーンⅡ　205、前住所愛知県東海市富木島町藤島26番地10
破産者　荒井　俊彦
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
愛知県岡崎市上和田町字城前５番地　ラ・フォーレ城南　410、前住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地５　メープルタワー竜美ヶ丘アネックス　1203
破産者　橋本　修身
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
愛知県岡崎市上和田町字城前５番地　ラ・フォーレ城南　410、前住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地５　メープルタワー竜美ヶ丘アネックス　1203
破産者　橋本　幸子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
滋賀県米原市上野478番地１
破産者　秋山　　清
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
香川県三豊市豊中町比地大2365番地１
破産者　池北　道昭
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第３号
愛媛県宇和島市吉田町鶴間543番地７　市営住宅13号棟309号
破産者　丸川　富男
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４号
愛媛県宇和島市吉田町鶴間543番地７　市営住宅13号棟309号
破産者　丸川ツル子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４２９号
福岡県中間市中鶴２丁目14番56号
破産者　田端　義勝
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４３０号
福岡県中間市中鶴２丁目14番56号
破産者　田端久美子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４９１号
北九州市小倉南区若園３丁目12番３―405号
破産者　船吉利恵子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５７２号
北九州市戸畑区銀座２丁目１番９号（207号）
破産者　窪井美佐江
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４９号
大分市大字関園117番地の42
破産者　岩田　　恵
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２４号
宮崎市橘通東１丁目12番５－１号　コスモ橘東702号
破産者　大町　美加
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２８号
宮崎市波島２丁目16―６、住民票上の住所宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅194棟18号
破産者　美容室マイケルこと　髙妻　清二
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０６号
埼玉県新座市野寺３丁目４番20号　レオネクスト新座ブルー108号室
破産者　木村　四郎
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係